

飲食店のみなさまへ

飲食店を利用される方や**従業員の方が望まない受動喫煙を受けることのないよう、守っていただくルール**があります



✓ ルール① **屋内は禁煙です!**

屋内は原則禁煙です。喫煙スペースを設ける場合、一般的な飲食店において設置できる喫煙室は2種類です。喫煙室は法の技術的要件を満たす必要があります。



お店を利用する方が見てわかるようにするため、喫煙室を設置する場合は標識の掲示義務があります!

	喫煙室入口	店舗入口
<p>喫煙専用室</p> <p>喫煙のみ可 喫煙しながら飲食不可 店内の一部に設置可</p>	<p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>
<p>加熱式たばこ専用喫煙室</p> <p>加熱式たばこ限定 喫煙しながら飲食可 店内の一部に設置可 (全部は不可)</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。</small></p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>

「喫煙可能室」(喫煙しながら飲食可)は、次のすべての要件を満たした場合にのみ設置できる例外的措置です。

▶ 2020年(令和2年)4月1日時点で
現に営業している店舗



これから営業開始する場合は設置不可

- ▶ 中小企業(資本金の額または出資の総額が5,000万円以下)または個人経営
- ▶ 客席部分の面積が100㎡以下

✓ ルール② 加熱式たばこ・水たばこも規制対象です!

紙巻きたばこだけでなく、近年利用者が増加している加熱式たばこ(アイコス・グローなど)や、水たばこ(シーシャ)も受動喫煙防止の規制対象です。

加熱式たばこ



水たばこ



✓ ルール③ 20歳未満の人(従業員・アルバイトを含む)を喫煙区域に立ち入らせてはだめ!

発育途上にある若い人は、たばこによる健康への悪影響を受けやすく、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。

利用者、従業員等を問わず、20歳未満の人を喫煙区域に立ち入らせてはいけません。



罰則あり

✓ ルール④ 配慮義務を忘れずに!

飲食店の屋外など、喫煙できる場所であっても、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務があります。

店舗の出入口付近などで望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、店舗前に灰皿を設置しない(撤去する)ことや、店舗前で喫煙しないよう注意書きを掲示するなどの対応をお願いします。近隣の方や通行人の方とのトラブルを防止するためにも、屋外についても配慮をお願いします。

✓ ルール⑤ 要件を満たしていない自称「喫煙目的店」は違法です!

公衆喫煙所・たばこ販売店以外で、喫煙目的室を設置できるのは、喫煙を主目的とするバー、スナック等です。

一般的な飲食店の多くは喫煙目的店には該当しません。

設置要件を満たさない自称「喫煙目的店」は違法です!

<喫煙目的店の要件>

- ① 主食(米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類、ピザ、お好み焼きなど)を自前で調理して提供していないこと(ランチ営業での主食提供を除く)
- ② たばこの対面販売をしていること(自販機不可)

<要件を満たしていない場合はどうすれば?>

「禁煙にする」or「喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を作る」



罰則あり

NG



NG



神奈川県HP



受動喫煙防止に関する
詳しいルールは
こちらをご確認ください。

厚生労働省HP



神奈川県健康医療局保健医療部
がん・疾病対策課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-5025



令和6年11月発行